2020 年3月 10 日

お客さま各位

株式会社 紀陽銀行

犯罪収益移転防止法改正に伴う
インターネット支店口座開設に係る本人確認資料の変更について

平素は格段のお引き立てを賜り、まことにありがとうございます。

2020年4月1日（水）より、犯罪収益移転防止法改正に伴い、インターネット支店口座開設時の本人確認資料を下記のとおり変更させていただきます。

お客さまには何卒ご理解を賜りますと共に、今後とも紀陽銀行をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

記

1．変更内容

○ 同支店は本人確認資料として、【A】に加え【B】を徴求しています。

○ 法改正に伴い本人確認資料【B】より「公共料金の請求書」を除外し、領収書のみ可とします。

| | 改定後 | 改定前 |
|---|---|---|
| 本人確認資料【A】<br>（変更なし） | ❶ 運転免許証の両面コピー<br>❷ 住民票抄本の写し<br>❸ 健康保険証のコピー（有効期限内のもの）<br>❹ パスポートのコピー（有効期限内のもの） | |
| 本人確認資料【B】 | お客さまのお名前、ご住所の記載された下記の公共料金の領収書の原本<br>❶ 電話（固定電話に限ります）<br>❷ 電気<br>❸ 水道<br>❹ NHK<br>❺ ガス（都市ガスに限ります）<br>※領収日付の記載があるもので、受付日以前6ヵ月以内に作成された住所記載のものに限ります。<br>※ご本人様名義の領収書がない場合は、同居のご家族（同姓の方に限ります）のお名前でも結構です。 | お客さまのお名前、ご住所の記載された下記の公共料金の領収書または請求書の原本<br>❶ 電話（固定電話に限ります）<br>❷ 電気<br>❸ 水道<br>❹ NHK<br>❺ ガス（都市ガスに限ります）<br>※領収日付または発行年月日の記載があるもので、受付日以前6ヵ月以内に作成された住所記載のものに限ります。<br>※ご本人様名義の請求書または領収書がない場合は、同居のご家族（同姓の方に限ります）のお名前でも結構です。 |

2．変更日

2020 年 4 月 1 日（水）

－以上－